令和６年度佐賀県農福連携農業技術アドバイザー派遣事業スキーム図

＜事業目的＞利用対象施設の職業指導員等（※１）に対し、農業に関する専門家（農家等）による指導・助言を行うことにより、農業分野における障害者の就労の　機会創出・拡大を支援し、障害者の賃金・工賃の向上及び地域における農業の維持等を図る。

⑤adv.登録申請

　　　　 ➅adv.登録決定通知

指導可能な農家等 ⑨（施設への指導・助言依頼） 健康福祉部（就労支援室）

（以下「農家等」という。）　　　　　　 ⑪実施報告

⑫謝金の支払い

当該事業の詳細は、令和６年度佐賀県農福連携農業技術アドバイザー派遣事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）をご覧ください。

➂アドバイザー(adv.） ④就任了承　　⑩指導・助言

⑦派遣（＋adv.登録）申請

　 就任依頼

利用対象施設（※２）（以下

⑧派遣決定通知

「施設」という）

➀アドバイザー紹介　　　　　　　　　➁アドバイザー 助言※⑧、⑪

依頼 斡旋

農林水産部（農業経営課）

各地区農業振興センター（以下「センター」という。）

<⑪～⑫>登録adv.は指導・助言が終了したら、県に実施報告を提出。県は、必要に応じて県農業経営課やセンターから助言を得て、当該実施報告を確認し、登録adv.に対して謝金を支払う。

⇒指導時間、指導方法の妥当性、指導効果など

<➀~➁>　施設は、自らが必要とする農業技術等をセンターに説明し、センターは施設の要望に対して適任と思われる農家等をできる限り斡旋（当該農家との繋ぎ含む）するものとする。

【謝金単価】2千円/時間（1事業所当たり年間40時間を限度とする。）

＜➂∼④＞　施設はセンターから斡旋を受けた農家等にPRチラシ（※３）を渡して指導をお願いし、了承を得たら、当該農家等にadv.登録申請（当該施設への指導に限ってもOK）を依頼

※１　職業指導員等⇒職業指導員、生活支援員若しくは指導員（実施要綱第2条➁）

※２　利用対象施設⇒就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、生活介護事業所、

　　　　　　　　　　及び地域活動支援センター

　　　　　　　　　（但し、別途要件があるため、詳細は実施要綱第4条をご確認ください。）

※３　PRチラシ⇒「農業の専門家を派遣します」≪佐賀県農業技術アドバイザー派遣事業≫

＜⑤∼⑩＞農家等のadv.登録申請を受け、県は登録決定を通知する。その後、施設からの派遣申請を受け、県は、必要に応じて県農業経営課やセンターから助言を得て派遣決定し、通知するとともに、登録adv.に対して当該施設への指導、助言を依頼。これを受け、登録adv.は指導、助言を実施。なお、施設は上記決定通知書の（写）を登録adv.に渡し、双方で確認しておく。